

UNION PRESS

2009年10月 No12

私たちは、このように要求します

前号のUPでもとりあげたように、今年度の人事院勧告ではまたしても給与カットが出ました。「人勧準拠は埼玉大学の憲法である」という伝説の名文句はさておき、当局側は勧告通りの改定案を十一月上旬にも労働側に示してくるでしょう。しかし、前号では具体的な数字をあげてご説明しましたが、人勧準拠を持ち出してくるなら、当然、地域手当のことを忘れてもらっては困りますよ、下げるときだけ人勧準拠、上げるほうは「特殊事情」で逃げるのは、「不完全」準拠でしょお、というのが組合員のみならず、全教職員の偽らざる真情だと思われます。

そもそも、今年度は中期計画の最終年度であること、次期中期の財政状況が予測しがたいこと、民主党新政権のファクター、新型インフルエンザによる追試その他のコストなど、さまざまな要因がからみ合って、さすがに「当局もたいへんだろうな」とは思うんですね。しかし、それはそれとして、組合が言わなくてはだれも言わなくなってしまうから、われわれは働く者として筋を通します。それが、埼玉大学の活力の増大にもつながると信じています。みなさんのご意見とご支持を仰ぐしだいです。

2009年10月16日

埼玉大学当局 御中

埼玉大学教職員組合

要 求 事 項

1. 人事院勧告の完全遵守

今年度の人事院勧告に基づく給与改定を行う場合、地域手当についても11%の支給を行い、人事院勧告の完全遵守を行われたい。

2. 超勤手当の割り増し（及び代替休）

労基法の改正に基づき、制度として整備されたい（月60時間を超える超過勤務に関わる超過勤務手当の支給割合を100分の125から100分の150に引き上げ）。

現行の36協定では、月60時間を超える超過勤務は適用されることが無いはずであるが、サービス残業などに結びつかないように、特段の配慮を願いたい。

3. 追試業務に対する特殊勤務手当の支給

新型インフルエンザ対策の一環として、大学入試センター試験および入学試験については追試の措置が講じられる予定であるが、これら追試業務に携わった教職員に対しては、本試験の場合と同等の特殊勤務手当を支給されたい。また、これら業務の単価については、例年の単価と同額とされたい。

4. オープンキャンパス業務に対する特殊勤務手当の支給

オープンキャンパス業務が入試業務に位置づけられていることは、36協定により明らかであるから、当該業務に携わった教員に対し、特殊勤務手当を支給されたい。

<非常勤職員関連>

5. 新型インフルエンザ関連

新型インフルエンザに関しては全学的な問題として通常とは異なる対応がなされているところであるが、その特殊性に鑑み、また一連の対策をより実効性のあるものにするために、新型インフルエンザを発症した場合には、非常勤教職員給与・労働時間等規則第18条第1項第3号を適用し、有給休暇の取得を認められたい。

6. 病気休暇

業務上の理由による病気休暇を有給とされたい。業務上の理由による疾病やけがについての病気休暇が無休であるというのは、社会通念に反する。

7. 忌引休暇

パート職員の忌引休暇を有給とされたい。これは、今年度の人事院勧告の「公務員人事管理に関する報告」でも取組を求められている事項である。本学でも率先して取組を行うべきである。

以上

「職員のための英会話講座」後期も始まりました！

埼玉大学のネイティブ・スピーカーの先生方による「職員のための英会話講座（Staff English Club）」の10月の予定は以下の通りです。少人数で堅苦しくなくやっています。お昼休みなのでランチ持参どうぞ。組合員・非組合員はまったく不問です。

10月26日(月) 12:20—13:00 カンバルテル先生 研究室（経済学部研究棟 3階）

11月11日(水) 12:20—13:00 ミルン先生 研究室（教養学部棟 4階）

発行元：埼玉大学教職員組合

Tel&Fax 048. 853. 5609（内3160）

E-mail:saidaikumiai@hotmail.co.jp

HP: <http://19.pro.tok2.com/~saidaikumiai/>

組合事務室は生協第二食堂内 月～金（ただし木曜日は除く）、午後12時～5時開室

